

「介護保険料納入通知書」のコピー方法について

- ・「住所」「氏名」「保険料段階」が写っていないものは無効になります。
- ・紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーしてください。
- * 画面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。

該当部分

年度歳入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書

●通知書の送付事由：
●保険料額の算定

期 間	月数 (日)	世帯の課税状況等 (世帯主)	保険料段階(年額(円)(※))	減免額(円)(※)	保険料額 2ヶ月分(円)	注 意

●特別徴収の場合の特別徴収義務者及び年金種類 ●普通徴収の場合の納付方法

●各月の保険料額

月	保 険 料 額	変更前の保険料額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		
合計額		変更前の年間保険料額
(内、地区全(市域))		

○普通徴収の場合の納付期

期 間	納 付 期
4月	5月
5月	6月
6月	7月
7月	8月
8月	9月
9月	10月

○普通徴収の場合の納付場所
銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)。
区役所、支所、市役所、区立図書館等(コンビニエンスストア)

○納入科目
(合計) (区) (市) (県) (国)
介護保険 介護保険料 介護保険料 介護保険料 介護保険料

●この通知書は、今年度の課税状況等に基づき、今年度の確定した介護保険料をお知らせするものです。

1 介護保険料の計算
65歳への到達や、市外からの転入などにより、年度途中で本市の介護保険の第1号被保険者となられた場合は、その月から月単位で保険料額を計算し、誕生日や転入日月の翌月から納めていただきます。(各月1日生まれで65歳になられた方は、誕生日の前月から計算し、誕生日から納めていただきます。)
また、転入や死亡により資格喪失した場合は、喪失月の前月までの保険料額を月単位で計算します。保険料の計算の経緯、お支払いする保険料額がある場合には、別途「通知書」によりお知らせします。
なお、納付方法が特別徴収の場合、本通知日以降に変更者の保険料額が年金から差し引かれて納めずきとなる場合がありますが、お支払いする保険料がある場合は改めてお知らせします。

2 介護保険料の納付方法等
令和7年4月1日現在において65歳以上で、下記の特別徴収の対象者に該当する旨の通知が年金保険者から本市にあった方は、令和7年10月以降、特別徴収となります。

	特 別 徴 収	普 通 徴 収
対 象 者	高齢・退職、喪失、障害年金のうち、いずれか一つでも年間18万円以上支給されている方	特別徴収以外の方
納付方法	年金から介護保険料が差し引かれます。手続は不要です。	納付書又は口座振替(自動引込み)により納付していただきます。
納 付 月	年6回年金支給月(4、6、8、10、12、2月)	毎月

※介護保険料については、被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。
●納入通知書の主な内容の点字版をご希望の方は上記お問い合わせ窓口へご連絡ください。

※この「通知書及び取付票」に関するお問い合わせは、上記お問い合わせ窓口へご連絡ください。